【令和6年1月1日から施行】

武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例施行規則 と武蔵野市下水道条例施行規則の一部改正について

☆ 改正理由

排水設備の新設等(増設または改造も含む)と併せて雨水浸透施設を設置する場合、「雨水排水計画届出書(雨水利活用条例施行規則第1号様式)」と「排水設備新設等計画届出書(下水道条例施行規則(第1号様式))」の両方の提出が必要となっていますが、<u>「排水設備新設等計画届出書」で様式を兼ねることができるように</u>一部改正しました。

☆ 主な改正点

【改正前】

雨水排水計画届出書 (雨水利活用条例施行規則) 建築確認申請後

排水設備新設等計画届出書 (下水道条例施行規則) エ事着エ7日前まで



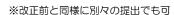
雨水の完了も兼ねているとみなす

排水設備新設等完了届出書 (下水道条例施行規則) 工事完了後5日以內

【改正後】

雨水の計画も兼ねているとみなす

排水設備新設等計画届出書 (下水道条例施行規則) 建築確認申請後からエ事着エ7日前まで



」 工事 ■ 完了 ■ 1

雨水の完了も兼ねているとみなす

排水設備新設等完了届出書 (下水道条例施行規則) 工事完了後5日以內

「排水設備新設等計画届出書」の提出をもって、雨水排水計画の届出を行う場合でも、建築等をしようとする者は、雨水利活用条例により雨水浸透等対策をするように努める義務があります。建築物の建築等、道路等の新設等の計画段階から雨水浸透等対策をご検討ください。

- 改正前と同様に「雨水排水計画届出書」と「排水設備新設等計画届出書」を別々に提出 することも可能です。
- 排水設備の新設等と併せて雨水浸透施設を設置する計画届出書を提出した後、計画の変更、廃止、中止、再開を行う場合には、「排水設備新設等計画変更中止届出書(下水道条例施行規則(第2号様式))」で様式を兼ねることができます。
- 条例施行規則の一部改正に伴って様式についても一部変更があります。なお、お手元に ある様式については所要の修正を加えれば使用することができます。